

令和6年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日 令和6年2月21日 水曜日 午後1時30分から3時00分まで
- 2 開催場所 たちばなケアプラザ 会議室
- 3 審議事項
 - (1) 審議事項
 - ① 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案（骨子案）について（諮問議案）
 - (2) その他

4 出席状況

出席委員（9名出席）

被保険者代表委員	松岡 宏和	被保険者代表委員	福田 美則
被保険者代表委員	榎本 俊哉	保険医薬剤師代表委員	川口 寛
保険医薬剤師代表委員	中村 瑞美	保険医薬剤師代表委員	岩重 秀二
公益代表委員	中元 みどり	公益代表委員	新山 玄雄
公益代表委員	新田 健介		

説明のため出席した者の職氏名（町側）

健康福祉部長	重富 孝雄	税務課長	宮崎 由紀子
健康増進課長	大久保 晴美	健康増進課班長	地田 幸代
健康増進課班長	井宮 昌美	健康増進課主任	河村 美紀
健康増進課主任	河村 亮		

欠席委員（3名欠席）

被保険者代表委員	吉國 公代	公益代表委員	山田 吉之
保険医薬剤師代表委員	野村 壽和		

5 議事内容

大久保課長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、本協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、藤本町長がご挨拶を申し上げます。

藤本町長 皆さまよろしくお願いいたします。ご紹介いただきました周防大島町長藤本浄孝でございます。

本日は委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、本年、第1回目となります国保運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、平素から、国民

健康保険の運営はもとより、町健康福祉行政の推進につきましても、格別のご理解とご協力を賜っております。感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

先ず、本日は皆様方に変うれしいご報告がございます。

松岡 宏と委員さんが「山口県国民健康保険団体連合会功労者表彰」を授与されました。誠にめでたうございます。

松岡委員におかれましては周防大島町国保運営協議会委員として平成 21 年から 15 年在任されまして、本町の国民健康保険事業の発展に、多大なるご支援、ご協力を頂いております。今後とも引き続き本町の国民健康保険事業の健全な運営に、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国民健康保険事業につきましては、平成 30 年度に行われた国保改革により、県主体での財政運営となったことから、近年は安定した財政状況となっております。

しかしながら、被保険者の高齢化の進行により後期高齢者医療へ移行する方が増加することで、被保険者数は年々減少し、保険税収入が減少する一方で、逆に一人当たりの医療費につきましては年々増加しているところでございます。今後さらに国保運営につきましても厳しさが増してくることが予想されており、剰余金については、歳入不足等、不測の事態に備え、あらかじめ国保基金へ積立てを行っているところでございます。

また、保険税率のあり方については、保険給付が全国共通の制度であることや、被保険者間の保険税負担の不公平は可能な限り解消を図るべきであることなどを踏まえ、第二期山口県国保運営方針において、将来的には、県統一の保険税率を目指す旨、調整が進んでいると聞いておるところでございます。

今後も被保険者の皆さんの健康保持に取り組むとともに、持続可能な安定運営に努めてまいりたいと存じます。

本日、諮問させていただきます来年度の当初予算原案（骨子案）につきましては、更なる保険者機能の強化に向け、健康の維持・増進に係る国保保健事業の取組の拡充を図るべく、計上しているところでございまして、諮問議案の詳細につきましては、後ほど担当の方から説明をさせていただきますが、率直なご意見等をお願いしたいと考えております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

大久保課長 続きまして、中元会長さんよりご挨拶をお願いします。

議長 皆さん、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。前回の委員会では、令和 4 年度の決算並びに令和 5 年度予算執行状況等について説明を受け、委員の皆様から活発なご意見を頂戴いたしました。本日は、先ほど町長が申されたように、今月 13 日付けで本協議会に対し、令和 6 年度当初予算の骨子案について諮問をいただいておりますので、その内容についてご審議いただきまして、答申を取りまとめさせていただきますと思います。

どうぞ忌憚のないご意見を出してくださいませ。宜しく願いいたします。

大久保課長 ありがとうございます。

大久保課長 それでは、運営協議会規則第3条第3項の規定に基づきまして、ここからは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議長を務めさせていただきます。先ず、次第3の「委員出席状況の報告」を求めます。

井宮班長 本日の委員出席状況を報告いたします。

あらかじめ野村委員、山田委員、吉國委員の欠席の通知を受けており、本日の出席者は9名です。協議会規則第4条第3項による委員定数12名の半数6名以上の出席がありますので、本日の協議会が成立していることをご報告いたします。

議長 次に、次第4の「議事録署名委員の選任」について、事務局より説明をお願いします。

井宮班長 運営協議会規則第7条に「署名委員は、議長のほか、会議に出席した委員2名とし、会議のはじめに議長が指名する」こととなっております。

議長 議長が指名することとなっているようですから、名簿の番号12番の新田委員さん、1番の松岡委員さんを指名します。どうぞよろしくお願ひします。

議長 次に、次第5の「会議の公開及び議事録について」を議題にしたいと思います。事務局の説明をお願いします。

井宮班長 ここで、会議の公開及び議事録に係る申し合わせ事項につきまして、改めて申し上げます。先ず、本協議会における審議は公開を原則とし、審議の内容により、予め会議の中で個人情報を取り上げられることが予想される場合は、会長の判断で非公開にできることとしております。議事録等の公開につきましては、審議過程の透明性の向上を図るため、町の公式ホームページ上で毎回公開しております。議事録自体は、情報公開用に作成する署名入りのもののほか、町公式ホームページで公開する一般公開用のものの2種類を作成しております。このうち一般公開用の議事録につきましては、ご発言をいただいた委員さんの氏名など、個人が特定されないようにし、事前に各委員さんにご確認をいただいで、あらかじめ了承を得た上で公開いたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、事務局より会議の公開及び議事録について説明がございました。何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、次第の6番、審議事項に入ります。「令和6年度国民健康保険事業特別会計予算原案（骨子案）について」を議題としたいと思います。事務局の説明を求めます。

井宮班長 それでは、先ず、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

予めお送りしておりますが、本日の資料として会議次第、資料1、資料2がお手元にございますでしょうか。

それでは、令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案（骨子案）について、ご説明をいたします。会議次第の5ページから7ページに諮問の内容を添付しております。6ページは、国民健康保険事業特別会計予算を歳入歳出それぞれ24億2,028万6千

円とし対前年度△10.2%、2億7,298万円の減額予算となっております。

7ページに縦長の内訳書をお付けしております。また、資料1の1ページに、横長の内訳書に説明を書き加えたものをお示ししておりますが、こちらを見ていただきながら、予算についてご説明いたします。

左側が歳入、右側が歳出になっております。まず左側の歳入についてです。

一番上から、保険税についてです。被保険者の高齢化により、後期高齢者医療制度へ移行していく方や人口減少などの影響から、国民健康保険の被保険者数につきましては年々減少し、保険税の収入もそれに合わせて下がりつつあります。

また、保険税が一般分と退職者分にわかれています。退職分につきましては、退職被保険者医療制度が令和6年4月1日をもって廃止されることから、すでに課税されているうちの未納額である「滞納繰越分」は残りますが、新たに課税される「現年課税分」はなくなります。

次に、県支出金につきましては、保険給付費等交付金として、普通交付金と特別交付金があります。

普通交付金は、医療機関にかかった際に支払った医療費などに対して、町が支払う保険給付費に必要な財源を県から交付される仕組みとなっています。

ページ右側の歳出の2番目の保険給付費の欄で「法定給付」とくくってある額が歳入の普通交付金の額と同額になります。この法定給付分が減額となっているため、2億3,279万円の減額となっています。

これが歳入のうち一番大きな額となり全体の約7割を占めています。

次に特別交付金ですが、これは、市町村毎に、その実情に合わせて申請に基づき交付されるものです。

本町の場合は、全体の医療費に占める精神疾患の入院分の割合が高く、その医療費が保険財政を圧迫していることから、結核精神特別調整交付金として交付を受けております。

その他、一般会計繰入金として、一般会計から繰り入れる法定の繰入金などについて計上しております。前年度と変わった点としましては、出産した被保険者に係る国保税の免除措置の交付金として、産前産後保険税繰入金を14万3千円計上しております。

簡単にご説明しましたが、以上により歳入総額は24億2,028万6千円となっております。

引き続きまして、右側の欄の歳出について、ご説明いたします。

まず総務費につきましては、国保事務に要する人件費、物件費を計上しております。前年度と比べて、389万1千円の減額となっておりますが、人事異動に伴う人件費の減少や、備品購入などの高額な支出がない事が主な要因となっております。

次に、保険給付費ですが、先ほど歳入のところでも申し上げましたが、被保険者数が減少していることにより、全体的に、保険給付費は減少する見込になります。一人当たりの給付費は上昇傾向にありますが、全体では、前年度に比べて2億3,126万8千円の減額見込となっております。

おもな減額の要因としましては、療養給付費は、前々年度である令和4年度の1人当たりの保険者負担額に、前年度5年度の伸び率をかけたものに被保険者見込数を掛けて算出しますが、4年度の負担額の伸び率はコロナによる受診控えの反動などの影響で、+4.3%であったことに比べ、5年度は伸び率-5%であるため、その差により6年度の予算額が大幅な減少となっています。

続きまして、事業費納付金ですが、県が算定した額を納付することになっています。医療給付費分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分の3種類の納付金があり、納付金全体として5億7,704万4千円となり、こちらも被保険者数が減少していることなどにより前年度と比較して1,706万9千円の減額となっております。

次に、保健事業費です。被保険者の健康意識の向上や健康保持増進を図るため、30歳代の方への健康診査や医療費通知、ジェネリック医療品差額通知など、各種保健事業を実施するため、996万4千円を計上し、前年度より1,782万2千円の減額となっております。

減額の主な要因としましては、レセプト分析業務やデータヘルス計画策定業務の委託の終了や、集団健診の予約システムを費用の少ないものに変更したことなどによるものです。

次に、特定健康診査等事業費です。全国的に健康維持・増進及び医療費の適正化に向け、国や県などにおきまして、保険者の努力に対して交付金等を交付しており、保健事業の取組に力を入れ、重症化の予防や有病者の減少等を図ることとされております。

前年度と比較して保健師の人件費の減額や糖尿病性腎症重症化予防の事業を別の方法でアプローチすることに変更したことなどで999万1千円の減額となっております。

保健事業関係につきましては、後ほど事業概要についてご説明いたしますが、保健事業費と特定健診・特定保健指導費で2,781万円の減額となっております。

これは、国の補助金制度が大きく変わり、今までは補助対象となる事業を実施したら交付金がもらえるという方式から、実施人数×1人あたりの事業経費について交付金がもらえるという実施人数を重視する実績型の方式に変わったためです。

この方式に変更になったことで、本町のような小規模な自治体では、実施人数も少ないため、今まで1200万円程度の交付を受けておりましたが、半分の600万円程度の交付になる予定です。

このことから、レセプト分析業務委託や糖尿病性腎症重症化予防事業などの事業内容の見直しを行いました。

糖尿病性腎症重症化予防事業は山口県が実施する受診勧奨事業に参加することで、支出の削減をしながら、引き続き、重症化の予防や有病者の減少等を図れるように取り組んでいきたいと思っています。

次に、諸支出金ですが、保険給付費等交付金償還金が前年度と比較して600万円の増額となっております。

これは、例年あります、普通交付金の2月診療分の保険給付費に対する確定分の過不足を精算するための返還金として400万円、さらに特別交付金返還金として、600万円を計

上しております。

これは、令和5年度に保険者努力支援交付金について、実績報告による精算分を返還するものです。

さきほどもご説明しましたが、実施人数に対して交付される制度が変わったため、当初の見込み人数は多めに想定しているのに対して、実際に実施した人数は少ないと返還の対象となるため、返還見込額を計上しております。

以上により歳出予算総額は、歳入と同額の24億2,028万6千円となります。

総予算額が前年度と比べて減少しておりますが、被保険者数の減少による保険給付の減額が主な要因と捉えています。

次に周防大島町の保健事業関係の事業概要について担当よりご説明いたします。

河村美主任 まず、保健事業費についてご説明いたします。

早期介入保健指導事業として30歳代の国保被保険者について、特定健康診査と同じ内容の健診を実施し、必要に応じて保健指導等を行います。若いうちから健診を受診する習慣を身に着けることで、健康意識の向上、生活習慣病予防を図り、また特定健診受診率の向上を図ることとしています。

ジェネリック医薬品差額通知の作成・発送については、後発医薬品(ジェネリック薬品)の使用を促進することにより、患者負担の軽減や医療保険財政の改善を図ることとしています。

生活習慣病予防重症化予防事業・糖尿病重症化予防事業では、山口県の受診勧奨事業に参加し、未受診や治療中断中といった対象者に病院への受診を促します。早期に病院を受診し、適切な医療を受けることで、生活習慣病の重症化を防ぐこと、糖尿病の重症化による人工透析導入の防止や遅らせることを目的としています。

保健事業は医療費の適正化と被保険者の健康保持・増進とが一体となった事業です。特定健康診査の結果を活用して周防大島町の被保険者の現状をしっかりと把握し、より効果的な保健事業の実施を目指しております。

次に、特定健康診査等事業費についてご説明いたします。この事業は、40歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施する特定健康診査と、健診結果に基づきその該当者及び予備軍に対して、保健師等が生活改善の支援を行う特定保健指導を実施しています。

受診率向上対策として、はがきや電話による受診勧奨を実施しております。それに加え、若年層の受診促進や申し込みの簡素化のため集団健診のWEB予約を実施しています。令和6年度からはLINEを使った予約も開始します。なお、この集団健診の予約については、WEB予約のみに限るものではなく、毎年4月に実施している紙ベースでの意向調査も継続して実施いたします。

簡単にご説明しましたが予算の骨子についての説明を終わらせていただきます。

引き続き税関係の説明に入らせていただきます。

宮崎課長 それではお手元にお配りしております参考資料3の「周防大島町国民健康保

険運営協議会」の説明資料に沿って、令和6年度国民健康保険税当初予算について、ご説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず、1ページ目をお開きください。

1ページ目には、国保税の税率表をのせております。

令和6年度国民健康保険税の税率は、令和5年度と変更はございません。

医療分として均等割 27,400 円、平等割 25,800 円、所得割 8.9%、支援分として均等割 8,900 円、平等割 8,900 円、所得割 3.1%、介護分として均等割 9,300 円、平等割 7,000 円、所得割 2.9%という税率で税額を算出しております。

次に、1ページの右下の「令和6年度 改正（案）について」をご覧ください。

令和6年度の賦課限度額を全体で2万円引き上げる予定となっております。医療分は変更なしで650,000円、支援分が2万円引き上げて240,000円、介護分は変更なしで170,000円、合計1,060,000円となります。

また、保険税軽減判定所得の基準の見直しということで、5割軽減では、被保険者の数に乘すべき金額を現行の29万円から29万5千円に引き上げ、2割軽減につきましても現行の53万5千円から54万5千円に引き上げを行い、低所得者層に対する負担の軽減を実施する改正が行われる予定です。

次に、2ページ左上の令和6年度周防大島町国民健康保険税予算資料等をご覧ください。

令和6年度周防大島町国民健康保険税の当初予算額につきましては、3億5,940万4千円を計上しており、税額は対前年度1,111万7千円の減額で、増減率では3%の減となっております。

この度の当初予算額の主な減額要因といたしましては、下の二重丸の表の国保税対象世帯・被保険者数見込みにありますように、世帯数は2,673世帯で対前年度222世帯の減で、被保険者数は3,824人で対前年度327人の減による影響によるものでございます。

次に、2ページ目の右には本町の平成30年度からの国保税税率改正の推移をのせておりますので、ご参考にしていただけたらと思います。

3ページ目につきましては、税率・税額等の高い順ではございませんが、令和5年度の県内市町国保税率表をのせております。カッコ表示につきましては、令和4年度に税率の改正を行いました市町を表示しております。

また、この表は、現時点での税率表なので、今後、改正があるかもしれないということをご了承いただければと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。このことにつきまして、何か質問がございませんでしょうか。

委員 最初にご説明をいただきました特定健康診査の人件費について、今年度も保健師さんの人件費が100万円くらいの減額だったと思うのですが、ここの減額の理由を教えてください。

大久保課長 この人件費ですが、健康づくり班の保健師 1 名分の予算を取っておりましたが、保健師の減もありまして 6 年度は全額を落としております。医療保険班には会計年度任用職員の保健師を 1 名雇用しております。

議長 ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

委員 出産育児一時金が昨年度よりも 150 万円増額していますが、国保加入者となるとサラリーマンでもない、自営業の方かなと思いますが、そんなに増えるのですか。喜ばしいことではありますが、どのくらいの人数を想定していますか。

大久保課長 5 年度は 9 名分の予算でありましたが、6 年度は 1 2 名分の予算となっております。

委員 保健事業のジェネリック医薬品差額通知の発送費用についてですが、これはジェネリック医薬品をもらっていない人をリストアップして、対象者の方にこれだけ安くなりますよというような通知を発送しているという事ですか。自分がもらう薬はジェネリック医薬品を希望した記憶がないのです。

井宮班長 被保険者の方には「ジェネリック医薬品を希望します」というシールを保険証と一緒に送りし、それを保険証に貼り、ジェネリック医薬品を使っただく事で医療費の削減につなげるような取り組みをしていますので、ぜひみなさまご協力をお願いいたします。

議長 ジェネリック医薬品という事ですが、なにかございませんでしょうか。

委員 ジェネリック医薬品が出始めた頃は、薬というものは成分だけではなく、防腐剤や添加物の関係で薬の効き目が不安定になる事などがあったのですが、先発品は良く効くけどジェネリックはあまり効かないとかあったのが、最近は改善されてきて、ジェネリックを使っても検査の値が不安定になる事は減ってきているという印象です。以前はジェネリックを使うのはなるべくやめましょうという風潮があったのですが、最近はそういうのはなくなっている印象があります。一部の患者さんは先発品にこだわっている方もいらっしゃいます。そういう方に勧告を続けるという事に意味があるのか考えていけないのかなと思うところもあります。

委員 ジェネリックの通知を送付していただいているのを患者さんが持って来てくださいますが、相談を受けたりします。予算を取って続けていただいた方がいいかなと思えます。結構気にされて持って来られる方がいらっしゃいますのでお願いします。

議長 他に質問がないようでしたら、諮問議案の令和 6 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算原案については、諮問の通りとすることでご異議はございませんでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

議長 それでは、諮問のとおり原案とすることを相当と認めます。事務局におきましては、その旨答申書を作成してください。

最後にその他の報告事項について事務局の方でないですか。

井宮班長 それではここで第3期データヘルス計画および第4期特定健診等実施計画(案)についてご説明のお時間をいただきたいと思います。

河村亮主任 次第には書いておりませんが、次期データヘルス計画と特定健診等実施計画の案についてご説明のお時間をいただきたいと思います。

資料は「周防大島町国民健康保険第3期データヘルス計画および第4期特定健康診査等実施計画」と書いてある分厚い資料になります。

案の完成が直前となってしまう、次第に載せることができず申し訳ありませんでした。

そして今回ご説明することについては、この場でご意見を募るわけではなく、お手元の資料をご覧ください、なにか不明点ですとか修正すべき点等があれば後日ご連絡をいただくという形にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、今回作成する第3期データヘルス計画と第4期特定健康診査等実施計画の概要についてご説明いたします。

そもそもデータヘルス計画とはどういうものかと言いますと、「被保険者の健康の保持・増進のために、PDCA サイクルに沿って効果的かつ効率的な保健事業を実施する」ために作成することとされている計画のことです。前期の計画である第2期データヘルス計画は、平成30年度から令和5年度までが計画期間となっております、今年度が最終期間となることから、令和6年度からの新たな計画を作成することとなりました。

そして特定健康診査等実施計画というのは、特定健診と特定保健指導についてより深く掘り下げた計画で、特定健診や特定保健指導の今後の目標や、事業の実施方法などを明記した計画となります。こちら、計画期間が今年度で終了となりますので、来年度からの新たな計画を作成いたします。

今回作成するどちらの計画も、計画期間は令和6年度から令和11年度までとなります。

そして計画の内容についてですが、すべてをご説明するとかなりのお時間をいただいておりますので、ここでは計画の構成について簡潔にご説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきますと、目次になっておりまして、その次のページから本文が始まります。この1ページから12ページまでがデータヘルス計画の本体になります。

全体的に四角く囲われた表のような様式になっているのですが、こちらは今回の計画作成のために国が定めた標準様式になります。

これまでのデータヘルス計画では、決まった様式というのは特になく、各保険者が任意の形で作成していたのですが、今回の第3期計画からは、各保険者間の比較を容易にするために国が標準様式を作成しました。この様式の使用は義務ではないのですが、県が標準様式の使用を推奨していることから、周防大島町でも標準様式を採用しています。

続いて14ページから55ページについてですが、こちらはデータヘルス計画を補足するデータ分析になります。こちらについては、様式等は特に定められておりません。内容としては、計画の根拠となるデータですとか、今後の保健事業の実施において明示しておいたほうが良いと思われるデータを載せております。

最後に57ページからの特定健康診査等実施計画についてですが、こちらは特定健診と特定保健指導についてより掘り下げた計画になります。多少データヘルス計画と被っている部分はあるのですが、国や県との比較などの細かなデータや、今後の事業実施方法や事業目標などを掲載しております。

簡単ではありますが、内容についてのご説明は以上とさせていただきます。

まだ集計中のデータなどがありますので、今回お示した案と、実際に完成したものと多少内容に変更があることがあるかと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

今回の案について、なにかご不明点やご意見がございましたら、2月28日水曜日までにご連絡をいただければと思います。特にご意見がない場合は、ご連絡はいただかなくて結構です。期間が短く恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

念のため、ここまでで何かご質問等がございますでしょうか。

委員 6ページから今後の目標値としてアウトカム、アウトプットのデータがありますが、計画策定時実績として2022年度 令和4年度があがっています。コロナ禍の中で受診というものが難しい時期であったと思うのですが、そこを実績として使用するよりはコロナ前とかの数値を当てはめた方が良いのではないかと思うのですが、令和4年度をあてはめた理由を教えていただければと思います。

河村亮主任 国の標準様式で令和4年度の実績を載せるような形式になっておりましたので、令和4年度のみを載せております。これよりも前の受診率や実績につきましては、特定健診等実施計画の中に過去の受診率などのデータを載せております。

委員 ありがとうございます。

委員 特にこのあたりを見て欲しいと思うところがありますか。

河村亮主任 先ほど申し上げた特定健診等実施計画などは、見ていただきたい点ではあります。コロナ禍ではありましたが、周防大島町では受診率が右肩上がりで行っているところでして、そういった所も見ていただきたいと思っています。また、データ分析の中で、周防大島町の課題というところでヘモグロビンA1cの高い方が多いとか、高血圧の方が多いというデータが載せてありますので、そちらもぜひ見ていただきたいところでございます。

議長 ありがとうございます。それでは、本日は長時間にわたり熱心にご審議賜りまして本当にありがとうございました。皆様のご協力をいただきまして、予定された議事等はすべて終えることができました。これにて、令和6年第1回周防大島町国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。